

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は83,075人であり、男女比は男性49.1%、女性50.9%である(平成30年6月1日現在)。また、労働力人口比率は52.9%である(平成27年度国勢調査)。

平成27年度に策定した越前市人口ビジョンによると、人口対策に取り組まなかった場合、本市の人口は2060年に約4割減少すると試算されているが、平成27年度に策定した越前市総合戦略に基づき、元気な産業から創出される旺盛な求人を背景とした生産年齢人口の確保や、子ども・子育て支援と教育の充実など本市の強みを生かした施策を実行することで、減少幅を抑えるよう取り組んでおり、平成29年は越前市施行(平成17年10月)以降で初めて人口増加に転じた。

産業構造については、市内で創出される付加価値額の産業別シェアにおいて製造業が約5割を占め(平成24年経済センサス)、製造品出荷額等は県全体の3割弱(5,367億円 平成29年工業統計調査)を占めるなど、製造業が本市の産業構造の中核を担っており、自動車関連産業や電子部品産業といった先端技術産業から、越前和紙、越前打刃物、越前箆筥といった伝統産業に至るまで、幅広い業種によって構成されている。一方、本市の立地企業数のうち77.9%を小規模事業者が占めており(平成24年経済センサス)、小規模事業者を中心とした中小企業者等の振興施策が市全体の産業活性化に不可欠である。

また、雇用情勢については、本市の有効求人倍率は平成30年3月時点で2.24倍と、全国平均(1.59倍)及び全県平均(2.03倍)を上回っている。少子高齢化などによる自然減が進行する中で、今後、より一層労働力の確保が困難となることが予想される。

このことから、先端設備等の導入によって労働生産性の向上を図っていくことが、市内中小企業者等にとって解決すべき課題の一つであり、本市の産業基盤の維持・発展を図るためにも、市内中小企業者等の先端設備等の導入に対する支援を積極的に行う必要がある。

(2) 目標

本市では、越前市総合計画において、「自立」と「協働」を基本理念に、「元気な自立都市 越前」を将来像としたまちづくりを行っており、その柱の一つである「元気な産業づくり」の実現に向けて、活力と創造性に満ちた工業の振興の図るため、越前市産業活性化プランに基づく各種施策を実施し、製造品出荷額等の県内比率を平成29年の26.3%から、平成32年には28%まで引き上げることを目指している。

これを実現するため、計画期間中に80件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の種類は限定せず、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

その理由として、本市の製造業の特徴として業種の多様性が挙げられ、それぞれの業種によって必要となる先端設備等の種類が多種多様となることが想定されることから、施策の効果の最大化を図るためである。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内全域とする。

理由として、市内全域に中小企業者等が立地しており、地域を限定しないことで施策の効果の最大化を図るためである。

(2) 対象業種・事業

全ての業種・事業を対象とする。

理由として、本市の製造業の特徴として業種の多様性が挙げられることから、業種・事業を限定しないことで、施策の効果が最大限得られるためである。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税に滞納がある場合は、先端設備等導入計画認定の対象としない。